

ラオス刑法における未遂犯 ーラオス国立司法研修所との共同セミナーよりー

国際協力部教官
矢尾板 隼

第1 はじめに

前号（ICD NEWS第88号）で紹介したとおり¹，法務総合研究所は，2018年12月，ラオス国立司法研修所（National Institute of Justice，以下「NIJ」という。）と，法・司法分野の研修，人材育成等において協力することを目的とした協力覚書（Memorandum of Cooperation）を締結し，国際協力部は，それ以降，この協力覚書に基づいたセミナーを実施している。

2019年10月24日及び同25日にラオスの首都ビエンチャンで実施された第1回目のセミナーでは，刑法の基本理論をテーマに，刑法の沿革や人身取引犯罪，財産犯などについてプレゼンテーション及びディスカッションが行われた。その際，ディスカッションの中で未遂犯の成立時期や障害未遂と中止未遂の区別が取り上げられ，今後の検討課題とされた。

その後，新型コロナウイルス感染症拡大の影響で，現地への渡航が困難になったことなどから2020年はセミナーを実施することが出来なかったが，その間，オンラインセミナーに対する経験が蓄積されていったこともあり，2021年3月2日に，NIJとの間で初めてとなるオンラインセミナーが行われた。このオンラインセミナーに際して日本側から提案したテーマが，前記現地セミナーで今後の検討課題とされた未遂犯である。

本稿は，前記3月2日のセミナー及び同年9月7日に同じくNIJとの間で実施されたオンラインセミナーの概要を紹介すると共に，これらのセミナーで議論されたラオス刑法における未遂犯の議論について紹介するものである²。

第2 オンラインセミナーの内容

1 概要

(1) 日時

2021年3月2日（火）

日本時間11：00～18：30（ラオス時間9：00～16：30）

2021年9月7日（火）

日本時間11：00～18：30（ラオス時間9：00～16：30）

¹ 黒木宏太「ラオス国立司法研修所との共同オンラインセミナーー量刑，法曹養成制度ー」ICD NEWS第88号（2021年9月号）197頁

² この二つのセミナーの間に，注1の記事で紹介されている，2021年6月17日のオンラインセミナーも実施されているが，同セミナーにおいて未遂犯は取り上げなかった。

(2) ラオス側参加者

- ・ 3月2日セミナー

N I J : ビエンペット副所長, 教員約30名

- ・ 9月7日セミナー

N I J : ビエンペット副所長, 教員約30名

ラオス刑事法サブワーキンググループ³メンバー : 9名

(3) 形式

いずれも Z o o m を使用したオンライン形式

(4) 概要

- ・ 3月2日セミナー

午前 : 未遂犯, 予備犯についてラオス, 日本双方からのプレゼンテーション及び架空事例を題材とした成立時期についてのディスカッション

午後 : 量刑の加重減軽事由についてラオス, 日本双方からのプレゼンテーション及び日本の没収刑についてのプレゼンテーション

- ・ 9月7日セミナー

午前 : 不能犯について日本側からのプレゼンテーション及び架空事例を題材とした犯罪の成否についてのディスカッション

午後 : 量刑の判断要素である犯罪の危険性についてのプレゼンテーション及びディスカッション

2 未遂犯に関する議論の内容

(1) 未遂犯・予備犯の成立時期

ア 未遂犯についてラオス刑法23条1項, 2項は,

犯罪の未遂とは, 犯罪の意図的行動が取られたが, 外的要因に妨害されたため, その行為が成功しなかった場合をいう。

犯罪の未遂は, 刑法の定めにより社会にとって危険とみなされる場合に限る, 刑が科されるものとする。

と規定している。

この条文の解釈について議論するため, 当職から, いわゆる離隔犯の事例として, 「被害者を殺害するため, 宅配業者を利用し, 小包型の爆弾を被害者方に送った」という事例を設定し, どの時点で未遂犯が成立するかについて議論を行った。

ラオス側からは, 結果に最も近いところから考えるべきであるとし, 被害者が宅配業者から小包を受領した時点で未遂犯が成立するという意見や, 行為者の主

³ J I C A による法の支配発展促進プロジェクトにおいて, 刑事法の理論及び実務の分析・研究を行うために結成されたグループ。本年より刑法典の理論研究を開始し, N I J との共同セミナーでも連携をしている。

観面を重視し、被害者以外の第三者に対する危険性も考慮しなければならないとして小包型爆弾を作成した時点で未遂犯が成立するという意見も出されたが、比較的多数の意見として主張されたのが、行為者が小包型爆弾を宅配業者に渡した時点で未遂犯が成立するという見解であった。

その根拠としては、宅配業者に委託した時点で行為者としての行為は完結している、被害者に到達しなかったとしても第三者に到達する可能性があり、社会に対する危険性が生じているなどとするものであった。

イ また、予備犯についてラオス刑法22条1項、2項は、

犯罪の予備とは、意図的犯罪を犯すための車両、道具、条件又はその他の要因を準備することをいう。

犯罪を犯すためのかかる予備は、刑法の定めにより社会にとって危険とみなされる場合に限り、刑が科されるものとする。

と規定し、日本刑法と異なり予備犯の一般的規定を置いている。

予備犯については、「銀行強盗を決意し、計画を立て、下見をし、凶器（銃）を準備した上で、実行した」という事例を設定し、どの時点で予備犯が成立するかについて議論を行ったところ、下見をした後の、銃を準備した時点で予備犯が成立するという点については概ね一致した見解であったが、その前段階である計画時点でも予備犯となる旨の意見もあった。

また、同事例に関して併せて未遂犯の成立時期についても議論をしたところ、銃を所持して入店した時点で未遂犯の成立を認める見解と入店後、行員（被害者）に銃を突きつけ金銭を要求した時点で未遂犯になるとする見解があり、意見の一致までは認められなかった。

(2) 未遂犯の処罰根拠（不能犯の成否）

未遂犯の処罰根拠について議論を深めるために9月7日セミナーでは不能犯の事例を例に挙げ、ラオス刑法23条2項に規定される「社会にとって危険とみなされる場合」について意見交換を行った。

具体的には、「人を殺害する目的で、弾丸が入っていない拳銃を撃った」という事案と、「覚醒剤を製造する目的で、誤った原料で製造行為を行った」という事案の2つを題材とした。

N I Jの教員からは、いずれの事例についても、行為者が結果を発生させるための意図的行動を取っているなどの理由により未遂犯の成立を認めるというのが多数の意見であった。他方、ラオス刑事法サブワーキンググループより参加した実務家からは、拳銃のケースについては、計画的な犯行ではないため、実務的には未遂犯は成立しない、という意見も出された。

第3 所感と今後の展望

未遂犯、予備犯の成立時期、不能犯の成否に関してラオス側と議論をしたところに照らすと、ラオス刑法においては、行為者の主観面がやや重視されているような印象を受けた。もちろん、条文上も「社会にとっての危険性」といったものが要求されており、純粹な主観主義刑法ということではないと思われるが、その「危険性」の内容をどのように理解するかという点については、ラオスの実務家・研究者の間でも未だ整理がされていないように考えられる。

9月7日セミナーで取り上げた不能犯の事例については、危険性の判断が悩ましい事例であったため議論が困難であったと思われ、より危険性が正面から問題になるような事例（たとえば、いわゆる「丑の刻参り」のようなもの）から議論を始め、複数の事例を比較検討することで、ラオス刑法において考慮されるべき「社会にとっての危険性」についての議論を深めていきたい。

法整備支援の中で、相手国の法理論の発展を目指していくことは非常に困難で時間のかかることである一方で、将来にわたって持続可能な形で、相手国が自律的に法制度を発展させていくために欠くことの出来ない要素でもある。

今後も、ラオスにおける法理論の発展を目指し、ラオスの自主性を尊重しつつ、共同して研究を進めていきたい。

なお、法務総合研究所とN I Jとの共同セミナーにおいては、ラオス側がオンライン会議の設定等について不慣れな中、セミナーを実施するための現場環境設定について、J I C A法の支配発展促進プロジェクトの多大なサポートをいただいている。この場を借りて、改めて感謝の意を表したい。